別紙　　社会体育施設運営・使用料徴収金額表

区分	項目	項目	項目	項目	項目	項目
基本事項	施設用途	体育館			野　球　場	
	施設区分	体育館① (1,300㎡以上)	体育館② (660㎡ ～ 1,299㎡)	体育館③ (659㎡以下)	野球場① (10,000㎡以上)	野球場② (9,999㎡以下)
	施設概要	①正規のバスケットボールコートが2面とれる。 ②観覧席等の付帯施設を有し、県レベルの大会等が開催できる。	①正規のバスケットボールコートが1面・バレーボールコートが2面とれる。 ②地域規模の大会等が開催できる。	①バレーボールコートを2面とることが困難。	公式戦を開催できるグラウンド並びにスタンド等が整備された施設	公式戦の開催が困難な施設
	対象施設	斐川町立第1体育館(1,320㎡) 平田市立体育館(1,355㎡)	斐川町立第2体育館(1,036㎡) 斐川勤労者体育館（ｱｸﾃｨｰひかわ・1,205㎡） 湖陵勤労者体育センター(906㎡) 佐田町体育館(989㎡) 出雲市体育館(877㎡) サン・アビリティーズいずも(735㎡) 多伎町体育館(1,050㎡)	出雲市西部体育館(638㎡) 多伎勤労者体育センター(628㎡)	平田市民球場 斐川公園（野球場） 湖陵総合公園（野球場）	稗原運動広場 平成スポーツ公園野球場
営業日等	休館日	年中無休				
	開館時間	8:30 ～ 22:00			8:30 ～ 日没 ・ 9:00 ～ 22:00	
	利用可能時間	9:00 ～ 22:00 (原則 ・大会等の場合は別途対応)			8:30 ～ 日没 ・ 9:00 ～ 22:00 (原則 ・大会等の場合は別途対応)	
年間計画利用調整	利用調整の要否	要				
	調整対象	①下記団体の主催・主管大会等 ・体育(ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 ②その他首長が認めるもの				
申請方法	申請方法	①予約(電話可) ②申請書の提出				
	受付期間	①一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 ②大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。				
	使用料納付方法	①申請時又は使用日までに前納(現金) ②必要な場合は請求書・納付書を発行				
使用料	施設使用料 (占用の場合)	①使用料(照明使用料を含む・全面の場合) 1，500 円／時間 ②その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ③消費税は内税	①使用料(照明使用料を含む・全面の場合) 1，000 円／時間 ②その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ③消費税は内税	①使用料(照明使用料を含む・全面の場合) 500 円／時間 ②その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ③消費税は内税	①基本使用料 1，500 円／時間 ②照明使用料(照明施設がある場合) (現単価) 円／時間 ③その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ④消費税は内税	①基本使用料 1，000 円／時間 ②照明使用料(照明施設がある場合) (現単価) 円／時間 ③その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ④消費税は内税
		個人利用の場合　100 円／時間 (但し、運営上可能な施設に限る。)				
	備品使用料	無　料				
	減免制度	①新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ・体育(ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) ②その他首長が認めるもの(全額・半額免除)	※1 ①は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画にもりこまれたものに限る。但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 ※2 その他認めるもの(別途申請により認定) ○身体障害者の利用 ○公共的な事業・行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会ほか)			
運営形態	管理運営主体 (想定)	地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。				

別紙　　社会体育施設運営･使用料徴収金額表

区分	項目	項目	項目	項目	項目	項目
基本事項	施設用途		テニスコート			
	施設区分	野球場③	オムニコート	クレーコート等		多目的広場① （照明施設を有するもの）
	施設概要	施設的に不十分で、現時点では使用料の徴収に耐えられない施設	オムニコートを有する施設	クレーコート等であるが、比較的施設が良好で使用料の徴収に耐えられる施設	施設的に不十分で、現時点では使用料の徴収に耐えられない施設	照明施設を有し、夜間利用が可能な施設
	対象施設	斐伊川河川敷公園野球場	平成スポーツ公園(テニスコート) 真幸ヶ丘公園（テニスコート） 斐川公園（テニスコート･オムニ2面） 湖陵総合公園(テニスコート)	斐川公園（テニスコート･クレー2面）	大社町民運動場(テニスコート) 平田市民テニスコート 愛宕山庭球場 多伎町テニスコート 一の谷公園（テニスコート） 佐田町運動場（テニスコート）	真幸ケ丘公園（多目的広場） 佐田町運動場
営業日等	休館日	年中無休				
	開館時間	8:30 ～ 日没 ・ 9:00 ～ 22:00				
	利用可能時間	8:30 ～ 日没 ・ 9:00 ～ 22:00　(原則 ･大会等の場合は別途対応)				
年間計画利用調整	利用調整の要否	要				
	調整対象	①下記団体の主催･主管大会等 ･体育(ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ)協会加盟団体 ･スポーツ少年団本部 ･小体連･中体連･高体連 ②その他首長が認めるもの				
申請方法	申請方法	①予約(電話可) ②申請書の提出				
	受付期間	①一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 ②大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。				
	使用料納付方法		①申請時又は使用日までに前納(現金) ②必要な場合は請求書･納付書を発行			
使用料	施設使用料 (占用の場合)	①基本使用料　　無料	①基本使用料(1面) 一般　　400円/時間 高校生　　300円/時間 中学生以下　200円/時間 ②照明使用料(照明施設がある場合) (現単価) 円/時間 ③その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ④消費税は内税	①基本使用料(1面) 一般　　200円/時間 高校生　　150円/時間 中学生以下　100円/時間 ②照明使用料(照明施設がある場合) (現単価) 円/時間 ③その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ④消費税は内税	①基本使用料(1面) 無料 ②照明使用料(照明施設がある場合) (現単価) 円/時間 ③消費税は内税	①基本使用料 500 円／時間 ②照明使用料 (現単価) 円／時間 ③その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 ④消費税は内税
	備品使用料	無　料				
	減免制度	①新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ･体育(ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ)協会加盟組織 ･スポーツ少年団 ･地域スポーツクラブ(総合型) ②その他首長が認めるもの(全額･半額免除)	※1 ①は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画にもりこまれたものに限る。但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 ※2 その他認めるもの(別途申請により認定) ○身体障害者の利用 ○公共的な事業･行事 （公民館･小中学校･体育指導委員協議会ほか）			
運営形態	管理運営主体 (想定)	地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。				

別紙　　社会体育施設運営･使用料徴収金額表

区分	項目		項目	項目	項目	項目
基本事項	施設用途	多目的広場		ニュースポーツ競技場		
	施設区分	多目的広場② （照明施設は有しないが施設的に良好なもの）	多目的広場③ （施設的な整備･拡充が必要なもの）	グラウンドゴルフ場	ターゲットバードゴルフ場	ゲートボール場
	施設概要	照明施設を有せず夜間利用ができないが、比較的良好な施設で使用料の徴収に耐えられる施設	施設的に不十分で、現時点では使用料の徴収に耐えられない施設	グラウンドゴルフによる使用を主とする広場	ターゲットバードゴルフによる使用を主とする広場	ゲートボールによる使用を主とする広場
	対象施設	斐川公園(多目的広場) 平田宍道湖公園多目的グラウンド 湖陵総合公園(多目的広場) 平田中央スポーツ公園多目的グラウンド （平田中学校校庭としての使用と社会体育施設使用の併用）	北神立河川公園 久木健康広場 出西河川公園 一の谷公園（自由広場） 南部ふるさと広場(多目的広場) わかあゆの里（多目的広場） 朝山森林公園 斐川公園(自由広場) 斐伊川河川敷公園 大社町民運動場 多伎町多目的運動場	南部ふるさと広場（グラウンドゴルフ場） 平成スポーツ公園（グラウンドゴルフ場） わかあゆの里(グラウンドゴルフ場) 多伎町シーサイド運動公園	斐伊川河川敷公園ターゲットバードゴルフ場	湖陵町運動広場 平成スポーツ公園(ゲートボール場) 真幸ヶ丘公園（ゲートボール場） 南部福祉センター（交流センターゲートボール場） 斐伊川河川敷公園ゲートボール場 多伎町ふれあい広場
営業日等	休館日	年中無休				
	開館時間	8:30 ～ 日没 ・ 9:00 ～ 22:00				
	利用可能時間	8:30 ～ 日没 ・ 9:00 ～ 22:00　(原則 ･大会等の場合は別途対応)				
年間計画利用調整	利用調整の要否	要				
	調整対象	①下記団体の主催･主管大会等 ･体育(ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ)協会加盟団体 ･スポーツ少年団本部 ･小体連･中体連･高体連 ②その他首長が認めるもの				
申請方法	申請方法	①予約(電話可) ②申請書の提出				
	受付期間	①一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 ②大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。				
	使用料納付方法	①申請時又は使用日までに前納(現金) ②必要な場合は請求書･納付書を発行		①申請時又は使用日までに前納(現金) ②必要な場合は請求書･納付書を発行		①申請時又は使用日までに前納(現金) ②必要な場合は請求書･納付書を発行
使用料	施設使用料 (占用の場合)	①基本使用料 500 円／時間 ②その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 ③消費税は内税	①基本使用料　　無料	①使用料(1面) ･照明なしの場合　無料 ･照明ありの場合　100円／時間 ②その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 ③消費税は内税	①基本使用料　　無料	①基本使用料（1面） ･屋根つきの場合　250 円／時間 ･照明ありの場合　100 円／時間 ②その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 ③消費税は内税
	備品使用料	無　料				
	減免制度	①新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ･体育(ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ)協会加盟組織 ･スポーツ少年団 ･地域スポーツクラブ(総合型) ②その他首長が認めるもの(全額･半額免除)	※1 ①は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画にもりこまれたものに限る。但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 ※2 その他認めるもの(別途申請により認定) ○身体障害者の利用 ○公共的な事業･行事 （公民館･小中学校･体育指導委員協議会ほか）			
運営形態	管理運営主体 (想定)	地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。				

別紙　　社会体育施設運営・使用料徴収金額表

区分	項目	項目	項目	項目	項目	項目
基本事項	施設用途	プール	武道場			その他の特定施設
	施設区分	プール	相撲場	弓道場	柔道場	陸上競技場・スケート場・水上スポーツ施設ほか
	施設概要					地域内に類似する施設が無く特定の用途に供される施設、若しくは多様な機能等を有する広域的施設等
	対象施設	平田市民プール 出雲市営プール	一の谷公園相撲場 愛宕山相撲場	一の谷公園弓道場 佐田町運動場(弓道場)	サンアビリティーズいずも　柔道場	平田市立宍道湖公園湖遊館 平田市立中央スポーツ公園陸上競技場 平田市Ｂ＆Ｇ海洋センター 出雲健康公園(出雲ドーム・クラブハウス・健康センター・スケートボード場) 出雲健康公園(少年野球・ソフトボール場) 出雲健康公園(天然芝生多目的広場) 長浜中央公園(天然芝生多目的広場) 多伎町健康増進センター(446㎡)
営業日等	休館日	9/1 ～ 6/30	年中無休			現行どおり
	開館時間	9:00 ～ 19:00	9:00～22:00			現行どおり
	利用可能時間	9:00 ～ 19:00	9:00～22:00			現行どおり
年間計画利用調整	利用調整の要否	要				現行どおり
	調整対象	①下記団体の主催・主管大会等 ・体育(ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 ②その他首長が認めるもの				現行どおり
申請方法	申請方法	①予約(電話可) ②申請書の提出				現行どおり
	受付期間	①一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 ②大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。	随時	随時	①一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 ②大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。	①一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 ②大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。
	使用料納付方法	①申請時又は使用日までに前納(現金) ②必要な場合は請求書・納付書を発行			①申請時又は使用日までに前納(現金) ②必要な場合は請求書・納付書を発行	①申請時又は使用日までに前納(現金) ②必要な場合は請求書・納付書を発行
使用料	施設使用料 (占用の場合)	①基本使用料（1回） 大人　300円・高校生　150円 中学生以下　100円・入場者　100円 団体使用（20人以上）の場合、2割引 ②占用使用 3，000 円／時間 ③消費税は内税	①基本使用料　無料		①使用料(照明使用料を含む・全面の場合) 300 円／時間 ②その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 ③消費税は内税	現行どおり
	備品使用料	無　料				現行どおり
	減免制度	①新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ・体育(ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) ②その他首長が認めるもの(全額・半額免除) ※1 ①は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画にもりこまれたものに限る。但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 ※2 その他認めるもの(別途申請により認定) ○身体障害者の利用 ○公共的な事業・行事 （公民館・小中学校・体育指導委員協議会ほか）				現行どおり
運営形態	管理運営主体 （想定）	地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。				出雲市　→　NPO法人　出雲スポーツ振興21 平田市　→　財団法人　平田市体育・公園・文化振興財団